

議 事 日 程 (1)

令和5年3月2日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第1号 芦屋町教育委員会教育長の任命について

第5 議案第5号 芦屋町個人情報保護法施行条例の制定について

第6 議案第6号 芦屋町個人情報保護審査会条例の制定について

第7 議案第7号 芦屋町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第8号 芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第9号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第10号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第11号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第12号 芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第13号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第14号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第15号 権利の放棄について

第16 議案第16号 地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期計画の認可について

第17 議案第17号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算 (第8号)

第18 議案第18号 令和4年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)

第19 議案第19号 令和4年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

第20 議案第20号 令和4年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

- 第21 議案第21号 令和4年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第22号 令和4年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第23号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第24号 令和4年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第25号 令和5年度芦屋町一般会計予算
- 第26 議案第26号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第27 議案第27号 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第29号 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第30 議案第30号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計予算
- 第31 議案第31号 令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
- 第32 議案第32号 令和5年度芦屋町公共下水道事業会計予算
- 第33 請願第1号 芦屋港のレジャー港化に関して地域懇談会の開催を求める請願について
- 第34 請願第2号 芦屋町有財産の管理に関する町民の信頼に応える措置を求める請願について

【 出席議員 】 （12名）

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 欠 席 職 員 】 (なし)

【 傍 聴 者 数 】 9名

○議会事務局長 福田 雅代君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に御報告いたします。

このたび辻本議長と小田議員が、議員として15年以上在職に対する全国町村議会議長会の議員表彰並びに福岡県町村議会議長会の自治功労者表彰を受けられました。また、横尾議員が議員として27年以上在職に対する全国町村議会議長会の議員表彰を、川上議員が議員として23年以上在職に対する福岡県町村議会議長会の特別表彰を受けられました。

ただいまからこの場にて、辻本議長には副議長から、横尾議員、川上議員、小田議員には議長から、それぞれ表彰状並びに芦屋町議会からの記念品を伝達していただきたいと思っております。

それでは、辻本議長、横尾議員、川上議員、小田議員は演壇前へお進みください。

○副議長 内海 猛年君

表彰状、福岡県芦屋町、辻本一夫殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲正、代読。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長 辻本 一夫君

表彰状、福岡県芦屋町、横尾武志殿。あなたは町村議会議員として、永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽された功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲正、代読。おめでとうございます。

〔拍手〕

○議長 辻本 一夫君

表彰状、福岡県芦屋町、小田武人殿、以下同文でございます。

〔拍手〕

○議長 辻本 一夫君

表彰状、遠賀郡芦屋町議会議員、川上誠一殿。貴殿は長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績をのこされました。よって、これを表彰します。令和5年2月24日、福岡県町村議会議長会会長、畠田勝廣、代読。おめでとうございます。

○議会事務局長 福田 雅代君

それでは、受賞された皆様方に、いま一度、盛大な拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

○議会事務局長 福田 雅代君

以上をもちまして、表彰状伝達式を終わります。

それでは、受賞者の皆様は席へお戻りください。

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を引き続き実施していきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....
午前 10 時 06 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 5 年第 1 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----
日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 3 月 2 日から 3 月 15 日までの 14 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、1 番、内海議員と 11 番、横尾議員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

----- . ----- . -----
日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。今定例会では書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第1号から日程第34、請願第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、請願の紹介議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の芦屋町教育委員会教育長の任命につきましては、三樹賢二氏の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。三樹氏は平成29年4月より教育長に就任され、実績についても申し分なく、教育長として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第5号の芦屋町個人情報保護法施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、芦屋町個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行に関し必要な事項を規定するため、条例を制定するものでございます。また、条例制定に伴い整合性を図るため、芦屋町情報公開条例の一部を併せて改正するものでございます。

議案第6号の芦屋町個人情報保護審査会条例の制定につきましては、芦屋町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、芦屋町個人情報保護審査会設置条例を廃止し、新たに芦屋町個人情報保護審査会条例を制定し、設置及び組織に関する必要な事項を定めるものでございます。

議案第7号の芦屋町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町個人情報保護審査会の委員定数との整合性を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号の芦屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、住所特例施設を追加することから条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号の芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険

法施行令の改正に伴い出産育児一時金を48万8,000円に引き上げることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号の芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在、印鑑登録証明書の交付に当たり、住民課窓口とコンビニエンスストア等で取扱いが異なっていることから、これらの取扱いについて整合を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号の芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用条文を変更するため条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号の芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等の改正に伴い、引用条文を変更する等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号の芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える等の所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第15号の権利の放棄につきましては、山鹿2293番20の町有地に係る強制執行費用の請求に関する権利（債権）の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第16号の地方独立行政法人芦屋中央病院第3期中期計画の認可につきましては、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき地方独立行政法人芦屋中央病院が作成した第3期中期計画を認可することについて、同法第83条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第17号から議案第24号までの令和4年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ1億800万円の減額補正を行うものでございます。歳入につきましては、普通交付税やモーターボート競走事業収入、国有提供施設等所在市町村助成交付金等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しております。歳出につきましては、財政調整基金積立金を新たに計上するとともに、年度末の所要額確定によります不用額を減額しております。

最後に当初予算議案でございます。

議案第25号から議案第32号までの令和5年度の各会計の当初予算につきましては、予算編成に当たり、芦屋町の未来を見据えたまちづくりのために必要な投資を行いながらも、行財政改革の精神を踏まえ、経費の節減はもちろん、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

議案第25号の令和5年度芦屋町一般会計予算につきましては、歳入歳出総額90億3,000万円で、前年比0.8%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、町税が12億1,000万円、地方交付税が24億4,000万円、国庫支出金が9億7,000万円などとなっております。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は7億円を計上しております。なお、不足財源に対応するため財政調整基金の繰入金を5億6,500万円、競艇収益まちづくり基金の繰入金を3億円、公共施設等整備基金の繰入金を1億円計上しております。歳出の主なものは、総務費では町有地法面崩落対策工事費を計上し、民生費では山鹿保育所の完全民営化に伴う保育委託費を計上し、教育費では芦屋東小学校校舎大規模改修工事費を計上しております。このほかに、砂像屋内展示施設設計委託費や総合体育館スロープ屋根等設置工事費、緑ヶ丘団地整備事業費に加え、子ども食堂支援事業補助金や新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策として、町独自の支援事業である商工会発行のプレミアム付商品券への補助金などを計上しております。

議案第26号の令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算につきましては、歳入歳出総額5億2,661万9,000円で、前年比23.4%増の予算規模となっております。歳入につきましては、中央病院からの公債費負担金と町債を計上しております。町債は、医療機器分として2億5,780万円を計上しております。歳出につきましては、中央病院への貸付金及び負担金に加え、公債費2億6,881万9,000円を計上しております。

議案第27号の令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額16億2,091万6,000円で、前年比0.6%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、国民健康保険税及び県支出金などを計上しております。歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

議案第28号の令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額

2億6,998万8,000円で、前年比4.0%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

議案第29号の令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計予算につきましては、歳入歳出総額856万2,000円で、前年比4.9%増の予算規模となっております。歳入の主なものは、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、設計委託料及び修繕料などを計上しております。

議案第30号の令和5年度芦屋町給食センター特別会計予算につきましては、歳入歳出総額1億4,629万5,000円で前年比3.1%減の予算規模となっております。歳入の主なものは、給食費収入及び一般会計からの繰入金などを計上しております。歳出の主なものは、給食事業費、給食賄材料費及び人件費などを計上しております。

議案第31号の令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的収入は1,532億1,918万円で前年比5.5%増、収益的支出は1,469億9,396万9,000円で前年比4.8%増、資本的支出は4億3,167万5,000円で前年比73.5%減の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、本場開催の収入や場外発売受託事業収入などを計上しております。収益的支出の主なものは、本場開催の経費や場外発売受託事業費などを計上しております。資本的支出の主なものは、本場の施設改良費などを計上しております。

議案第32号の令和5年度芦屋町公共下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は7億4,749万6,000円で前年比3.7%減、収益的支出は7億6,609万2,000円で前年比6.2%減、資本的収入は3億8,215万円で前年比52.5%減、資本的支出は5億8,286万2,000円で前年比41.3%減の予算規模となっております。収益的収入の主なものは、下水道使用料、長期前受金の戻入及び一般会計補助金などを計上しております。収益的支出では、減価償却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費などを計上しております。資本的収入では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債を計上し、資本的支出では、企業債元金償還金、処理場改築工事、人件費などを計上しております。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に8番、妹川議員に、請願第1号及び請願第2号の趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

おはようございます。妹川です。

では、請願第1号を紹介議員として提案します。この請願書に当たって一言、皆さん方にお伝えいたします。

この請願者は御二人ですけれども、この請願書に賛同された方々は、レジャー港化に関しては180名の方が——短期間ではありましたが180名の方、そして請願第2号の請願者は御二人ですけれども、賛同された方は163名、短期的に署名がありました。で、ここに署名用紙が両方ですね、こういうふうにして短期間で集められたものです。

それから、この請願者の御二方及び賛同される方々の多くは、レジャー港化に関しては里浜づくりにボランティアとして参加した人もおられますし、それから何回も里浜づくりの場所を見学、視察をします。また、このレジャー港化となってる芦屋港湾にもですね、度々参加されております。そのことについて報告いたします。

では、芦屋町議会議長、辻本一夫様、請願者、芦屋町民有志、世話人、岩本浩様、世話人、延吉友明様、紹介議員、町会議員、妹川征男でございます。

芦屋港のレジャー港化に関して地域懇談会の開催を求める請願。

請願の趣旨。

芦屋港は遠賀郡や筑豊地域の物流基地として1986年に福岡県によって整備されましたが、常時使用されている面積割合は約13%にすぎず、港としての本来の機能は十分に発揮されていません。そこで、2019年3月、芦屋町の活性化に貢献することを目的に、芦屋港活性化基本計画が策定されました。ボートパーク、飲食・直売施設、海釣り施設、イベント施設・全天候型施設、サイクルステーション、アウトドア体験、ビーチスポーツ、複合施設・海辺のプロムナード（散策路）を設けてレジャー港として活用する計画です。目標は年間25万人の集客、年間経済効果は2億6,483万円以上、概算事業費36億円（現時点）は補助金等を活用、開業は令和7年度とされています。計画は、社会経済環境の変化などに対応するため、必要に応じて見直されます。

以上の説明は、芦屋町ホームページから作成されたものです。

それで請願者の考え方、以降では、地域の活性化を考える視点として、経済や観光だけではなく、その地域の住みやすさや住民の暮らしの豊かさの向上もあります。芦屋町も同じです。町の活性化には複数の視点があり、住みやすさや暮らしの豊かさの面についても多様な意見があります。住民自治を重視して、対面で町民の意見を聞く場を設けてほしいところです。

しかし、町は今に至るまでに、住民説明会を求める声を聞いているにもかかわらず、それに耳

を傾けることなく、開催に消極的な姿勢を変えようとしていません。よって、貴議会に対して次の事項について請願します。

請願項目。

1. 行政執行部に対して、芦屋町住民参画まちづくり条例に基づき、地域懇談会を開催し、芦屋港活性化基本計画の内容及び進捗並びに芦屋海岸の実態を説明するよう要請すること。意見交換の時間を十分設けることも要請すること。

2. 町民の負託を受けている機関として、自ら地域懇談会を開催し、芦屋港活性化基本計画の内容及び進捗並びに芦屋海岸の実態を説明すること。意見交換の時間を十分設けること。

以上です。慎重なる御審議をお願いいたします。

じゃあ次ですね。では、請願第2号を説明いたします。

先ほども言いましたが賛同者の署名は163名、そしてこの御二方はもちろん賛同された方々も多くの方が、この農業用水路の現地、無断埋立ての現場に度々行かれております。また、現地の被害を受けているであろうNさんとも十分に話し合いをしながら、「これはおかしい。」と、「なぜ、こんなことがまかり通るんだ。」というようなことによってですね、公開質問状を出されましたけれども、不適切であり不誠実であるがために、これは請願をしようという経緯があります。

では、読み上げます。

芦屋町議会議長、辻本一夫様、請願者、芦屋町民有志、世話人、岩本浩様、世話人、延吉友明様、紹介議員、芦屋町議会議員、妹川征男。

芦屋町有財産の管理に関する町民の信頼に応える措置を求める請願。

参考資料も2つとじてありますので、十分にそれを御覧になって説明を受けてほしいと思います。

請願の趣旨。

芦屋町有財産である山鹿地区の農業用水路（以下、水路という）が、ある業者によって町の許可なく埋め立てられていることが、令和3年9月議会で判明しました。

町によるとこの水路は、昭和36年～39年、42年、47年に行われた鉱害復旧事業で設置され、時代の流れとともに周辺の水田地が畑地、宅地化されたことで近年、農業用としての機能は終えたようです。しかし、その後も雨水等の排水路としては機能しており、また、周辺の畑地の水くみ場としても利用されてきました。

その水路が、町の許可もなく約15年前の平成19年頃に埋め立てられていたのです。町はその事実を「知らなかった」と言っています。町有財産の管理者である町が15年間も知らなかったという「ずさんな管理体制」が明らかになりました。町は、無許可埋立てが判明するや否や、埋め立てた民間業者と被害を訴えている町民との「民と民の問題」として主張、議会もこれに同

調するように、一般質問を禁止、この問題を扱わないとしたのです。

町有財産は、私たち町民の大切な財産です。それが不当に侵害された事実を町は重く受け止め、問題解決に向けて主体的に動くべきです。この問題は、水路の管理者である芦屋町と、無許可で埋め立てた民間業者との「官と民の問題である」ことは、火を見るよりも明らかです。よって、貴議会に対し次の事項についてお願いします。

請願項目。

1. 無許可埋立てに関する一般質問を禁止したことは、憲法21条「言論、表現の自由はこれを保障する、検閲はしてはならない。」に抵触するため、“議会として、この問題を取り扱わない”とした決定を取り消してください。

2. 無許可埋立ての経緯や町有財産の実態等を明らかにするため、芦屋町議会委員会条例に基づき、調査特別委員会を設置してください。

3. 無許可埋立て業者に対して損害賠償を請求できるにもかかわらず「民と民の問題」として町がこれを行わないことは“財務会計上の行為として適切かどうか”、監査委員会に対し意見を求め、書面で回答を得るようにしていただきたい。

という請願項目でございます。

以上です。慎重なる御審議をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第1号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、教育長については同意第1号に関係いたしますので、退場をお願いいたします。

〔教育長 三桝 賢二君 退場〕

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。まず日程第4、同意第1号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数でございます。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

ここで、教育長の入場を求めます。

[教育長 三桝 賢二君 入場]

○議長 辻本 一夫君

ただいまから質疑を行います。

日程第5、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第13、議案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第14、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第15、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第16、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第17、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第18、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第19、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第20、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、議案第24号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第24号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第25、議案第25号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

質問いたします。31ページ、歳入になります。

15款の2項国庫補助金、1目2節関係ですけれども、この記載のデジタル田園都市国家構想交付金、これにつきましては地方創生推進タイプと、それから地方創生拠点整備タイプの2つが上がっております。これの内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

31ページ、総務費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金についてお答えいたします。

このデジタル田園都市国家構想の交付金というものは、このデジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決、魅力向上の取組を加速化・進化する観点から、国の令和4年度第2次補正予算において新たに創設された交付金となります。

説明書の上のほうのデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）につきましては産業観光課と芦屋港活性化推進室、それと企画政策課と、3課の事業が入っておりますので、まずは企画政策課の該当分についてお答えさせていただきます。

予算としましては7,463万7,000円が計上されておりますが、このうち205万円が企画政策課分の該当事業ということになります。事業としましては、歳出の63ページをお願いします。歳出の63ページ、2款総務費の1項総務管理費、8目地方創生推進費になりますが、63ページの18節負担金、補助及び交付金、ここの2つの事業が対象事業となります。

まず1つ目の事業が負担金のところの上から2つ目、連携中枢都市圏共同事業負担金、これは北九州都市圏域において、圏域のPR等を共同で行う負担金として20万円計上させていただいております。この分の2分の1の10万円が交付金の額ということになります。もう1つの事業が、補助金のところの上の事業になります。移住支援事業補助金、これは福岡県と芦屋町の共同で行っている事業になりますが、東京圏をはじめとする3大都市圏から、ある一定の要件はございますが、要件を満たして芦屋町へ移住しますと世帯で100万円、単身であれば60万円、でも扶養者につきましては1人当たり30万円といった補助金が交付されます。

予算としましては、2世帯くらいが移住していただけるんじゃないかということで、1世帯130万円で2世帯分260万円といったものを予算計上させていただいております。こちらにつきましても、2分の1が交付金の対象ということになります。

企画政策課からは以上になります。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

続きまして、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）のうち芦屋港活性化事業が占めている内容について御説明をいたします。

まず歳入の金額は、この7,463万7,000円のうち2,669万7,000円となります。この内容につきましては歳出67ページ、2款総務費、1項総務管理費の芦屋港活性化推進費、委託料の中に業務委託料ということで4つほど事業を掲載しております。ここの4つの事業に対する費用の補助を申請しているものでございます。

内容としましては、令和2年から令和4年まで従前の地方創生推進交付金を、採択を受けましてレジャー港化推進のための事業に取り組んできたわけですが、この成果を踏まえまして今後、事業をより進化・発展させるために新たに令和5年度から、3年事業ということで申請をしているものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

先ほどのデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）ということで7,463万7,000円が計上されておりますが、うち4,589万円が産業観光課分の計上となっております。

交付対象と事業ということでございますが、令和5年度から5年間の事業となります恋人の聖地、広域市町村デジタル連携によるサステナブルな交流人口拡大事業へ芦屋町も参画し、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の申請を行っております。交付金の対象となる事業としましては、恋人の聖地の交流人口を拡大する事業ということになっておりまして、令和5年度事業としましては花火大会、あしや砂像展、芦屋No.1プロジェクトなど、交流人口拡大につながる事業を申請しているところでございます。

内容としては以上になります。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

引き続きまして、御質問にありましたデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）について御説明をいたします。

2,145万円計上しておりますが、これは砂像屋内展示施設の設計分に当たります。昨年、地方創生拠点整備交付金ということで採択を受けている2年目の事業ですが、今回、先ほど企画政策課長が申しましたように、国のほうで制度が包括されたため名称が変更になったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

大体、概要を理解することができました。

実はですね、これを来年度、約1億円程度の交付金を町のほうにいただくように計画を策定されて申請されているかと思うんですけど、よくよく調べてみますとですね、いろんな他方自治体のほうでも事業関係で交付金をいただいて事業をやっておられるところもございます。今後、芦屋町としても限度額、一応これ1億円ですけど、まだ1億円以上もらえるんじゃないかなと私は考えるわけですけど、今後の取組としてこういった交付金の申請は積極的に行われるかどうか、

その点だけちょっと確認させてください。

例えばですね、失礼ですけど教育関係のICTの子供たちの学校教育関係なんかでも使ってる
ところがございますので、その点、今後検討されるということによろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

これから令和5年度に、また令和6年度以降の事業につきましては実施計画等で検討してまい
りますので、その中で活用ができるように十分な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。議案第25号、令和5年度芦屋町一般会計予算についてお尋ねいたします。

予算書の67ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、12節委託料の業務委
託料で、今、少しお話ありましたけども上から3番目、Web3基盤構築業務委託と、その下の
DMO支援業務委託について、もう少し内容をですね、お伺いしたいので、まずこの「Web3」、
「DMO」、あまり聞きなれない言葉なので、これについてまずお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、Web3基盤構築業務委託について御説明をいたします。

まず、Web3というものが非常に聞きなれない言葉かと思いますが、このWeb3と申しま
すのは仮想空間（メタバース）だったり、暗号資産というNFTなどと言われる最新技術のイン
ターネット基盤を指しまして、次世代インターネットと言われる新しい概念のことを言います。
ブロックチェーンという技術によって分散型インターネットの時代の皮切りとして、インターネ
ット環境に変革をもたらすと現在大きな注目を集めている2018年頃から登場した第3のネッ
ト革命と言われているものでございます。

このインターネット環境というのがですね、1990年代に始まりました第1世代、これをWe
b1.0と呼んでおりまして、次に2000年代が第2世代（Web2.0）、これを経て現在
の第3世代に移り変わろうとしております。第2世代というところで申しますとSNSの普及で
あったりネットバンキングの登場、見るだけでなくて自ら発信・交流するといったことが可能と
なりますが、音楽配信・動画配信のサービスなども今かなり利用されてるかと思います。

これらの技術というのはG o o g l eだったりA m a z o nというような、代表されるG A F A Mと言われる巨大企業がサーバーによって集中管理しているインターネット技術の概念でございますが、特定企業に個人情報が集中するためにサイバー攻撃による情報漏えい、またサーバーのトラブルによって携帯電話の通信ができなくなったり、電車が止まるといったような社会に大きな影響が出るリスクも問題とされております。

これらに対しましてW e b 3というのは、ブロックチェーンと呼ばれる技術を用いることで分散して情報を管理することができ、情報改ざんの心配がなく特定企業に情報が集中することがなくなると言われております。これによって、例えばショッピングサイト——インターネットで物を買おうとしたときの手数料が安価となったり、出品者側の収入が増える、購入者はより良い商品を安価で購入することができるというようなメリットがあると言われております。また、そのブロックチェーンという技術が暗号資産やN F Tなどの取引・管理だけでなく、現在病院の電子カルテと言われる診療記録とか薬剤の管理・処方などにも既に活用されているということで、新しいインターネット基盤ということでございます。今回これを構築しようということの内容でございます。

次にDMOについてですが、DMOにつきましてはレジャー港化における海浜公園を含んだ港湾エリア一帯のマネジメントや管理運営を担う組織形成に向けまして、これまでの検討で国が推奨する観光DMOの方向性として、現在、外部人材を中心に内部検討を進めているところでございます。この聞きなれないDMOというものにつきましては、観光庁が認定する観光地域づくり法人登録制度ということで、「地域の多様な関係者を巻き込み、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域経済の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役となる法人」というふうに定義されております。各種データの収集分析、戦略の策定、P D C Aサイクルの確立といった科学的なアプローチによりまして、観光地域づくりを推進するとともに地域全体のマネジメント、一体的なプロモーション、自主事業による自己財源確保などを図っていかうとするものでございます。

今回の業務委託につきましては、このDMO形成において業務が非常に多岐にわたることから外部人材だけでは十分に対応できないことや、事業の加速化を図るために専門的な知見やノウハウを一部アウトソーシングするものでございます。このため、一応この業務の中ではDMO候補法人設立の支援であったり事業の立案、事業計画の作成、財務計画の作成、法人登記など様々な事務手続、こういったものを一部、外部委託しようという内容でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

新しいインターネットの基盤、W e b 3の御説明をいただいたんですけども、これを業務委託

する目的を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず、レジャー港化におきましてはエリアマネジメントを担う組織体、先ほどDMOということで御説明しましたが、これを形成して各施設の運営を担っていく考え方がございます。また、プロモーションをはじめとして独自の事業展開を図るためには、インターネット基盤というのは必ず必要となってきます。

これを整えるに当たりまして施設が開業するには数年後ということになりますので、この数年後を見据えた中で時代のトレンドに対応した基盤としないと、今の形を整備すると時代に取り残されていく可能性もございますし、仮に改修となると費やした時間・労力・費用、これがまた余分に発生してくることになりますので、これから整備していく施設におきましては時代の流れを的確につかみ、先を見据えたインターネット基盤を整えることは必要不可欠と考えております。

多様なデジタル技術の活用というのが社会的な流れでもあるため、今回この業務をやっているということで計上しているものでございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

最後です。

費用をかなりかけて業務委託していくということですが、このWeb3を業務委託して町にどのようなメリットがあるか、もう少し具体的に御説明いただけると分かりやすいと思います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

詳細はまだ検討中のものもたくさんありますので明確にちょっと言えない部分もございますが、メタバースの技術によりましてレジャー港空間、ここを仮想空間上に構築して世界中の人が体感できることができたり、仮想空間上から現実につなげる仕掛けであったりプロモーション、こういったことでの集客効果を期待することができるというふうに考えております。

ちょっと分かりにくいので具体的に事例を挙げて申し上げますと、飲食・直売施設を検討中ですが、こちらにおいては通常は物販をその施設で行いますし、場合によってはネット販売とかいうのもありますが、まずメタバースとNFT、ブロックチェーンという複数の技術を活用することによって物販施設を仮想空間上に設ける——お店を仮想空間の中に設けることで、そ

の商品を世界中で販売することが可能となります。これによって収益増につなげることが可能となるというふうに考えられます。また、NFTの技術によりまして生産者の商品に付加価値をつけることができます。また生産者の、誰が生産したというデジタル証明を発行することができますので、これによりまして収益増につなげることがもちろんですが、それぞれの生産者の方々の商品価値を高めていくことが可能となります。例えば漁師さんや農家さんなどの1人1人にですね、こういうNFTデジタル証明を取得していただくことによりまして消費者に安全安心な商品をアピールすることが可能となりますし、先ほど申しましたように企業のサーバー等を介しませんので手数料が安く済む——例えば、買う人は安く買えるし、売る人も収益が上がるというメリットが考えられます。こういったことで町内に落ちる金額を増やしていこうというふうな考え方ももう1つです。またもう1つ、さらにはということですが、市場がですね、世界中に広がっていくこととなりますので、これは来訪者の増加だけではなくて交流人口、それから関係人口にも増加につなげることが可能となると考えられます。一例では、例えばふるさと納税の増というようなことも、この基盤を活用することで期待ができるというふうに考えております。

もう1点、砂像の屋内展示施設です。こちらは、まさにメタバースというところと非常にマッチしていく考え方になるかと思うんですが、砂像展示の世界間、施設内の展示空間、これを仮想空間に設けることを1つは考えておりますが、こういうことをすることで世界中から同時に鑑賞することができます。また、仮想空間上では料金を徴収することも可能となりますので、来場のきっかけであったりプロモーションにも活用できますし、収益増にもつながることが可能となります。もう1点は、砂像制作の期間中については施設を一応3か月程度ですね、制作期間中は閉めるような考え方になりますが、せっかく来られたお客様に楽しんでいただいたり、ほかの施設に回遊していただけるために現在検討してる中では、砂像施設の中にですね、砂像の過去の作品を見たりとか制作中の様子をライブで見たりとかできるような空間を設けるように計画をしておりますが、こういった部屋の中で仮想空間をつくることで、過去の展示の風景であったり制作をしている様子を、例えばVR——目につけるものがありますが、ああいったものをつけることで実際に体験することもできます。

こういった仮想と現実というところを重ね合わせてですね、砂像の展示であったり砂像文化というのを広めていける1つの活用が有効な手段というふうに考えられまして、これがWeb3を構築するメリットというか、目指していこうというところでございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

57ページ、24節積立金、競艇収益まちづくり基金積立金が2億円上げられています。それ

と、公共施設等整備基金積立金が2億円になってます。それぞれの積立金は令和5年度末では幾らになると見込まれているのか、それと61ページ、特定防衛施設周辺整備調整交付金が1億円、63ページ、がんばれ芦屋町ふるさと応援基金積立金が1億4,000万円になっております。それぞれですね、令和5年度末の積立金は幾らに見込まれているのかということ伺います。

それと2点目に、67ページ、12節の委託料の外部人材業務委託と、18節の負担金、補助及び交付金の地域活性化起業人派遣負担金900万円について、これについての説明をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

それでは財政課より、令和5年度末の2つの基金の残高見込みについてお答えいたします。

まず、競艇収益まちづくり基金につきましては約12億円、公共施設等整備基金につきましては約10億円の基金残高を見込んでおります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

企画政策課の基金残高で、まず1点目が61ページ、24節積立金の特定防衛施設周辺整備調整交付金の令和5年度末の基金残高予定が約1億2,000万円となっております。それと63ページ、積立金のがんばれ芦屋町ふるさと応援基金積立金の令和5年度末基金残高の予定が1億7,000万円の予定となっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

67ページの12節委託料の外部人材業務委託について、まず御説明をさせていただきます。

令和4年度に登用しました外部人材、レジャー港化のための外部人材のうち実務を担うプロジェクトリーダーとして登用した1名と、外部アドバイザーとして現在2名を登用しております。これらに係る2年目の費用となります。このほかに新たにですね、運営組織の事業を実施していくために登用時期はまだ未定でございますが、施設の運営であったりプロモーションの計画立案、代理店やマスコミ業界団体などとの調整といったような、開業準備の事前準備等を含めた事業を担ってもらうアドバイザーを1名想定して計上しております。

次に18節の負担金、補助及び交付金の負担金、地域活性化起業人派遣負担金ですが、これについては令和4年度に登用しました外部人材の1名分となります。総務省の地域活性化起業人制度を活用し企業から派遣いただいている方の分になりまして、これは派遣元企業へ支払う費用となります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは委託料とか負担金の関係なんですけど、今回はこういったふうに委託料負担金でやられてますけど、今後もこういった人材についての負担金委託料は見込まれるのかどうか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

まず外部人材につきましては、全体を総括します先ほど申しました地域活性化起業人制度を採用して登用していただけてます人材については、全体の責任者ということで4年間を登用するというのが当初予定しておるものでございますので、一応4年間はこの金額というか、この内容で登用していくという考え方でございます。

次に、責任者の下の実務を担うプロジェクトリーダーであったり外部アドバイザーにつきましては登用期間を3年としておりますので、令和6年度までの一応登用期間ということ想定して事業を進めているところでございます。それ以降につきましては先ほど申しましたDMOという運営組織ができてきますので、そちらのほうで登用していくかどうかというような議論になっていこうかというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかないですか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第26、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第27、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第28、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第29、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第30、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第31、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第32、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第33、請願第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、請願第1号についての質疑を打ち切ります。
次に日程第34、請願第2号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

請願第2号ですけれども、先ほど妹川議員からるる説明がございまして署名もされているとい

うことで、請願でありますので真摯にですね、誠実にお応えしていく必要があるかなと思いますけども、特に表題を見ますと町有財産の管理ということでもありますけど、項目は3項目ありまして、特にですね、妹川議員がるる今まで一般質問等も計画されておったわけですけども、議会としても対応してきたところがございます。その中で、この無許可埋立てに関する一般質問を禁止したことが憲法上に抵触してるという御請願でございました。

そういうことで、このことは先ほどちょっと説明の中にもありましたけども、趣旨説明の中にもありましたけれども、山鹿の件ということで一般質問ができなかったということは3月定例会のことかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

御質問ありがとうございます。

昨年の3月議会だと思いますが、通告書を出しました。この通告書の中には農業用水路問題に関することではありますが、これは例の農業用水路問題だけではなくて、芦屋町の全体に関わる農業用水路に関してちゃんと維持管理ができていくかどうか、そういうようなことでもって議長に提出しましたが、農業用水路という言葉自体があるから、これは例の農業用水路の問題ではないかと。これは、その前の年の2年前の10月、11月に行われた全員協議会で、「全員の総意に基づいて、これは一般質問はしてはならない。」と、「用水路問題は議会では取り扱わないと決まっていたのではないか。」ということで認められませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

そのほかないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第5号から日程第32、議案第32号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお日程第33、請願第1号については、総務財政常任委員会に付託いたします。

次に日程第34、請願第2号については、芦屋町議会会議規則第92条第2項の規定により、

委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）妹川議員、何でしょう。

○議員 8番 妹川 征男君

異議があります。

委員会付託を省略する理由について御説明していただきたいのですが、議会は言論の府と言われております。この場におられる執行部の皆さん、議員の皆さん方に対して、付託を省略する理由については共有する必要があると思われま。

また、こういう請願でもって付託をしないということは前例のないことではないかなと思っておりますし、今、開かれた議会、ガラス張りの議会、民主的な議会を目指すためには今、付託を省略する理由について説明をしていただきたいと思ひます。

○議長 辻本 一夫君

ただいまの妹川議員の発言に、私からお答えします。

この件につきましては定例会前の議会運営委員会で協議をして、請願第2号の委員会付託省略については本会議に諮って決めるということになりましたので、今お諮りをしております。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）何ですか。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋町議会会議規則の92条2項によって、それは議長の判断で決められることでしょうけど、付託をしない理由、中身、それについて説明していただきたいと。これが民主的な議会であり、開かれた議会ではないでしょうか。お願いします。

○議長 辻本 一夫君

理由を説明してくださいという話ですが、理由は妹川議員が1番知ってあるはずですよ。あなたも議会運営委員会のメンバーでしょうが。もう、この件は今言いましたので発言は許しません。

異議がありましたので、挙手により採決をいたします。

お諮りします。請願第2号の委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、請願第2号の委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第34、請願第2号の討論を許します。ありませんか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

請願、先ほどですね、住民の皆さんからいただいたと。誠実にお応えする必要があるかと思ひますので、改めて反対の立場で討論させていただきます。

先ほど請願の中にですね、これが「憲法に抵触するんじゃないか。」と、「表現の自由があるじゃないか。」というお話でございました。日本でも憲法で保障されている権利でありまして、これは基本的人権に関わる事項でありますので、憲法の12条で表現の自由がうたわれております。しかしながら、これについてもですね、権利があるからといって何をしても、何を言ってもいいわけではないという文言もあります。憲法は国民が持つ最低限の権利を保障するものであって、それは公共の福祉や公序良俗に反しない限りにおいて認められるというふうに表現があります。憲法の12条の中には後半に、乱用してはならない。ただし、国またそういったところから圧力をかけてですね、表現を抑え込んではないということが基本的な精神ではないかと思いますが、議会についてもですね、憲法上設置を認められて、芦屋町の議会についてもですね、今まで規則、それから運営基準がございまして、ルールに基づいてそれぞれ議会の運営が適切に行われてきていると私は判断しております。そういう観点からして、今回のこの請願にうたわれております内容につきましてもですね、議会としては適切に対応してきております。

私はちょっと不足は、表現的にはですね、排水路の問題という一定の観点からするとそういった一般質問もできるんじゃないかなと思うんですけど、今まで先ほどのお話がありましたように、令和3年以降のですね、そういった問題が提起した中で、やはり内容的に一般質問としてはどうかという問題点もあったのかなと考えられますので、その辺りは議会として民主的な立場で決議がされてきてここまで進んできておりますので、私は適正にやってきたというふうに考えておりますので、この請願については反対の立場で討論させていただきます。

請願者の方には、そういった点を御理解願いたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。請願第2号に対する賛成討論を行います。

まず最初に、私は議会運営委員会でも言いましたが、請願第2号は議員の一般質問を禁止した事件、調査特別委員会の設置、監査に対する事案など、総務財政委員会、民生文教委員会、議会運営委員会にまたがり関わる議案であり、参考資料も添付されており十分な審議を要しますので、両委員会連合による十分な審査を行い、最終日に討論、表決を行うべきというふうに考えてました。議会は言論の府であるものですから、慎重な審議を基本とすることが必要だと思います。議会がですね、こういった判断を下したので、それには従って討論をいたします。

私は地方自治法の本旨を擁護する立場から賛成討論を行います。

憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法

律でこれを定める。」となっています。地方自治の本旨とは、地方自治体の核心のことを指します。主には2つ意味があり、1つは住民自治、2つ目は団体自治の意味があります。住民自治は、地方自治が住民の意思に基づいて行われているということです。団体自治は、地方自治が国から独立した団体に委ねられているということです。

憲法では、人権保障と民主主義を実現すべく、地域の住民が地方自治に参画して地域のことを自ら決定することが不可欠であり、そのために地方自治体の自立権を保障しています。地域は人間生活の場であるから、住民の参画により地域の実情に応じた住民のニーズを満たす施策や自治体の在り方を実現し、また、住民生活が向上するように地域経済の持続的発展を図ることが必要です。そのことを、住民の代表として実践していくのが議会議員です。

地方議会議員は住民の直接選挙により選出された代表者であり、憲法上、議員が議会において発言することは当然に保障されています。議員の発言は政治的言論の最たるもので、民主主義の実現、運営に不可欠なものであるから、憲法第21条1項に保障されています。地方議会における議員の発言の自由は、この重要な憲法上の意義を有している上に個人の尊厳を実現するための根幹をなしていますから、その制約については極めて厳格な合理性が求められます。発言の自由に対する制約は、発言の自由が持つ価値と比較してもなお保障すべき重要な目的があり、かつ制約の程度は最小限でなければ違憲、違法となるべきものです。

一般質問を禁止した理由の1つに「全員協議会の協議で決定した。」との理由がありますが、そもそも全員協議会は議員間の調整の場で、決定を行う場ではありません。また、議会制民主主義及び多数決の原理は各人の自由な発言、意見表明がなされ、十分な議論を尽くさせることを最低限の前提としており、少数者に対する十分な発言保障及びそれに基づいた言論を尽くすことにより、多数意見の正当性がチェックされ、これをもって初めて多数決の結果が正当化されるものです。議会審議を強行に進め、多数意見の正当性チェックの機会自体が奪われ、議会制民主主義、多数決原理を支える根本原理が決定的に否定されるため、各人の自由な発言、意思表示がなされない中でなされた多数決の決定は、その正当性の根拠を失うものです。

以上の観点から、請願に対して賛成するものです。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。請願第2号について賛成の立場で討論させていただきます。

本案件につきましては今回の議案の第15号にもありましたように、町有財産の維持管理に関する事案であると考えております。議案第15号では、経緯はどうかあれ不法占拠を行っていたとされている建物で、撤去に関して強制執行を実行したときの内容でありました。したがって、

詳細な部分での違いは当然ありますが根本的にはともに町有地に関する事案であり、議案第15号では行政が強制執行したときの費用を支払い請求しているのに対し、本案件では原因究明やその他の対策、強制執行などを講じることもなく、うやむやな対応により関係先が多大な迷惑をこうむっているのが現状であると思っております。

よって他の案件同様に、行政は町有地の維持管理を実施することはもとより、不具合な事項が発見されたならば、早急な対応により最後までしっかりと原因究明や対応を図るべきだとの思いから、この請願に賛成いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。この請願第2号の請願に、賛成の立場から賛成討論を行います。

そもそも今回の請願は昨年、町長や芦屋町議会議長に提出された公開質問状に対して不適切、不誠実な回答であった。これは町民有志一同の方々からの公開質問状に対する不誠実な回答であったということから、憲法第16条の請願権に基づいて提出されたものです。

この請願書提出は、請願者の1人からはですね、「ふだんは物は言わぬ自分だ。」と、「しかし、この問題は非常におかしい。」ということで自らの意思を示されて、この請願書を出すということを決められた方です。2人のうちの1人ですね。そのように、私から「この請願書を提出したらどうか。」とかいうことは、一言も言ってません。

そういう町民の請願者、そして町民一同の有志の皆さん方が、昨年に町民一同有志の会がありました。そのときに私も議員として参加したわけですが、その中であって「町と議会が考えているこの農業用水路問題は、民と民の問題か。」ということに対して23名の方が参加しておられましたが「おかしい。」と。そして「議会が一般質問を認めないことについて、どう思うか。」と、「おかしい。情けない。」と。そして「公開質問状を出した町議会の対応についてはどうか。」と、「不誠実や。」と。議会もそれから行政に対してもですね、このようなことで意見は、「町民を無視し、民主主義の根幹を揺るがすような重大な事件である。緊張感のない町や議会に活を入れる。」と。そして、「請願書の提出に賛同します。」、もろもろな意見がありました。そういうことを契機に請願書が出されたわけです。

それで、この請願者の方々は一昨年の全員協議会の中身のことも熟知されてます。そういう中であって、「道理に反し、合理性のない取決めである。」と、「許されない。」という純粋なお気持ちで項目に挙げられたものです。「これは妹川の問題だけではなく、全ての議員の問題として考えていただきたい。こんなことがまかり通る非民主的な議会であってほしくない。」と、そ

ういう声があったのです。そして、このことで1つの例として、「子供が野球でルールを守らなかったときに、今後は野球をするのを禁止するというようなものじゃないか。こんなことを議会で行っているのは、町民として恥ずかしい。」と、そういうこともあります。

そして先ほど川上議員からもありましたが、全員協議会の会議録や全員協議会の性格についても調べられています。「全員協議会の総意で決定した。」とされていますが、全員協議会の性格については川上議員が言われたように、要するに「全員協議会とは意見調整、話合いの場であることを基本にしており、あくまでも活発で円滑な議会運営と活動を目指した良識ある運用を図る」というふうに書かれてあります。必携ですね、議員必携にこのように書かれている。「一般質問を認めない。議会だよりに掲載しないことを決定する場ではない。」というような常識的な見解です。そして請願者は、「一般質問の禁止は、住民自治を制約する不当な決定である。このような決定をすることまで議会に委ねていない。町の主権者として取消しを求めることができる。」とも言うておられます。

私の令和3年9月議会における一般質問に対して、議長をはじめ数人の議員は「農業用水路問題は、民と民の問題である。」と主張されましたが、その理由として議員必携にある一般質問として適当でない項目に「特定の地区の道路改修などを要望するもの。」と挙げられています。そのことを理由にしてですね、「妹川議員の言う質問は民と民の問題だ。」と、そういうふうに言われていますが、私のその問題については、あくまでもこれは町有地です。町有地が不法行為によって埋め立てられたんだから、町有地の侵害ではありませんか。これを何で「民と民」として考えられるのか、私は今もって分かりません。

○議長 辻本 一夫君

まだありますか。

○議員 8番 妹川 征男君

はい。それで、参考添付1にも説明されていますが、町民一般の常識的感覚から火を見るよりも明らかというのが1枚目、2枚目には、地方自治法の趣旨から指摘されているように、法的観点から見ても官と民の問題であるということは、火を見るよりも明らかであると。それと、私が一般質問として不適切であったという理由の中に議員必携を取り出して、無礼な言葉の使用や議会の品位を傷つけた発言を取り上げられましたが、私の9月議会の会議録にはそのような発言は一かけらもないことを申し上げておきます。

そして請願者は、「住民自治を守るために議員の憲法上の権利を援用している。農業用水路に関する一般質問の禁止は、町民の意思や疑問が議会に反映されることを妨げているではありませんか。これは住民自治の制約であるから、取り消すことを求めます。また、地方自治とは地域社会の住民の意思によって行われるべき概念であるため、主人公である住民は、一般質問の禁止は知

る権利を奪ったということになるのではないか。」、よって請願者は「ここに法律上の疑問点があるならば町に監査委員と顧問弁護士がおられるのですから、その方に尋ねてください。」と語っているわけです。

それから請願項目2の調査特別委員会を設置する項目については、埋め立てた経緯、動機のほか、一体何が埋められているのか調べたことあるのですか。埋立て箇所の中がどうなっているのかさへ明らかにされてません。「民と民の問題」とされていった過程の検証も必要です。また、水路や里道についての現状の管理がどのように行われているのか、そういうことも詳細に調べる必要があるのではありませんか。そして、再発防止の確立をしてほしいと。

請願項目第3については、損害賠償の請求についてです。これは地方自治法第242条に財産管理の条文がありますが、その趣旨は「住民は、公の財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるべきことができる」と、「よって、請求することができるんですよ。」と。さらに、芦屋町河川管理条例の第3条には禁止行為があります。「何人も河川において次に掲げる行為、河川にごみや土砂や汚物類を投げ捨てる、ましてや無許可で土石を埋めるなんて言語道断である」と、これには罰則規定があり、「1年以下の懲役又は5万円以下の罰金若しくは科料に処することができる。」と、こういうことについて調べてほしいと。そういうことを請願者及び賛同者の方々は願っております。ぜひ、このことについて検討していただきたいと思って賛成討論といたします。

以上で終わります。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。反対の立場で討論させていただきます。

2年前の令和3年9月の全員協議会の中でも私お話をしたんですけども、このもともとの今回の請願が、だんだんと個別の事案なのか一般的な事案の請願なのかが少しずつ論点が見えにくくはなってくるかと思うんですけども、町有地で行われることなので私も100対ゼロで全く町が関係ないなんていうのは、令和3年9月のときもお話をしました。そうは思っておりません。ただ、今後この本会議の中で、町内で起こってる事案をどれもこの本会議の中で持ち込んで議論をするのかという話が、この3年9月の議論だったんだろうと思っております。

例えば、100対ゼロではなくて49対51、「49%は、おっしゃることそのとおりだと思います。」と、「しかし、51%は同意できませんよ。」ってなると、やはり51%のほうで手を挙げるほうが議員だと思っております。ですから今後、町有地でありますとかあるいは芦屋町の公共施設、この中で行われる様々な問題を、発生したからといってこの議会の中で論ずるのかという

話をするとき、この前段階として先ほど調整の場というお話でもありましたけれども、その中で「今回の事案については一般質問として、していいのか悪いのか」、そういったのが議運でかけられるとかそういったことの過程を経て、本会議の中で「官と民の問題」あるいは「民と民の問題」という位置づけをするんだと思っております。

ですから一般論として先ほど申しましたように、どれもこれもが100対ゼロでの「官と民の問題」であればやはり「官と民の問題」なんだろうと思いますが、なかなかそうはいきませんので、それを議論するのが全員協議会であったり議長の判断だったりというようなことがあるかと思っておりますので、そういった立場で私は、今回のことについてはやはり総合的に判断をして議員の皆さんで協議をした中で、確かに100対ゼロではないけれども、しかしやはり今回のものについては、最終的には「官と民の問題」ではないという判断をしたんだというふうに思っておりますので、今回の請願については、出された方々の町民の方々には真摯なお応えになってないのかもしれないけれども、私は今回のものに関してはやはりこれは、大枠は「民と民の問題」だというふうに思っておりますので、反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので、お諮りします。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第34、請願第2号について、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、請願第2号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時45分散会